Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△	649,747,815
無形固定資産の取得による支出	△	5,819,000
定期預金の預入による支出	△	15,410
減価償却引当特定資産の繰入による支出	△	15,000,000
施設費による収入		206,926,000
小計	△	463,656,225
利息及び配当金の受取額		781,456
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	462,874,769
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△	7,103,283
ＰＦＩ債務の返済による支出	△	277,228,483
小計	△	284,331,766
利息の支払額	△	20,320,955
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	304,652,721
Ⅳ　資金に係る換算差額		0
Ⅴ　資金増加額（又は減少額）	△	586,070,889
Ⅵ　資金期首残高		2,067,952,900
Ⅶ　資金期末残高		1,481,882,011

定期預金を除く現金預金残高（貸借対照表）	1,481,882,011
差額	0

利益の処分に関する書類（案）

（令和７年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			194,054,309
当期総利益		194,054,309	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		38,114,080	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
大学運営改善積立金	155,940,229	155,940,229	194,054,309

＜重要な会計方針＞

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

ただし、ミッション実現加速化経費及び特殊要因運営費交付金の一部については文部科学省の指定に従い業務達成基準、又は費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	３～50年
構築物	３～60年
工具器具備品	２～20年
車両運搬具	４～７年

なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数により、受託研究等収入により購入した償却資産のうち、当該受託研究等の終了後に他の目的に使用することが困難な資産については、当該受託研究等の期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び相当額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当増加相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び相当額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は国立大学法人会計基準第83第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

債権の徴収不能及び貸倒に備えるため、過年度における徴収不能実績及び貸倒実績を基に回収不能見込み額を計上しているほか、特定の債権については回収可能性を個別に勘案して計上しております。

６．リース取引の会計処理

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。